当院からのご案内

東長崎HANA歯科
HIGASHI NAGASAKI HANA DENTAL CLINIC

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

１．当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

２．明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

３．歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

４．保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。
自己負担が発生します。

５．オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。
患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆医療ＤＸ推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。（オンライン請求を行っており、電子処方箋・電子カルテ共有サービスの導入も検討しております）

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆歯科技工士連携加算１、２

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

◆ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、２年間の維持管理を行っております。

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)